

労働法違反者に対する罰金に関する共同省令

上級大臣兼経済財政大臣、労働職業訓練大臣は、

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の任命に関する 9 月 24 日付勅令第 NS/RKT/0913/903 号
- カンボジア王国政府の組織の調整に関する 2013 年 12 月 21 日付勅令第 NS/RKT/1213/1393 号
- カンボジア王国政府の組織の調整に関する 2016 年 4 月 4 日付勅令第 NS/RKT/0416/368 号
- 閣僚評議会の組織及び機能に関する 1994 年 7 月 20 日付勅許第 02/NS/94 号
- 経済財政省の設立に関する法律を公布する 1996 年 1 月 24 日付勅許第 NS/RKM/0196 号
- 労働職業訓練省の設立に関する法律を公布する 2005 年 1 月 17 日付勅許第 NS/RKM/0105/003 号
- 公共の財政制度に関する法律を公布する 2008 年 5 月 13 日付勅許第 NS/RKM/0608/016 号
- 労働法を公布する 1997 年 3 月 13 日付勅許第 NS/RKM/0397/01 号
- 経済財政省の組織及び機能に関する 2013 年 10 月 16 日付政令第 488 OrNKr.BK 号
- 労働職業訓練省の組織及び機能に関する 2014 年 11 月 14 日付政令第 283 OrN.Kr.BK 号
- 公会計の総合規則に関する 1995 年 11 月 16 日付政令第 82 OrNKr.BK 号
- 税外収入の管理強化に関する王国政府の 2006 年 11 月 15 日付規則第 04 BB 号
- 労働職業訓練省及び司法省の基本日給相当額調整に関する 2015 年 9 月 14 日付共同省令第 377 B.K/Br.K 号
- 領収書使用の導入に関する経済財政省の 2011 年 3 月 17 日付省令第 272 MoEF.BK 号
- 領収書管理に関する経済財政省の 2011 年 3 月 17 日付告示第 005 MoEF 号
- 公共サービス提供の対価のガイドライン及び手続きに関する 2013 年 2 月 26 日付告示第 001 MoEF 号
- 労働職業訓練省及び経済財政省が提言する必要性を確認し、以下のように決定した。

第 1 条

労働職業訓練省は、国家の歳入として、労働法に違反した者に科す罰金から収入を得ることができる。

第 2 条

労働法違反者に対する罰金のレベルは、犯罪の加重要件に基づき 2 つのレベルに分類して設定する。すなわち、労働職業訓練省が管轄する罰金のレベル、及び裁判所の決定に基づく罰金のレベルであり、詳細は、本共同省令の別紙に記載する。

各犯罪の罰金額は、基本日給相当額及び罰金が科される日数に基づき計算する。基本日給相当額については、労働職業訓練省及び司法省の基本日給相当額調整に関する 2015 年 9 月 14 日付共同省令第 377 B.K/Br.K 号の決定、又は上記第 377 B.K/Br.K 号の共同省令に調整が加えられた場合は、労働職業訓練省と司法省の基本日給相当額調整に関する共同省令に従う。

第3条

労働職業訓練省は、共同省令及び本共同省令の別紙を共に公布する。

第4条

労働職業訓練省は、労働職業訓練省が罰金を科す手続を定め、とりわけ罰金を支払うための適切な期間を労働法の違反者に与えなければならない。

第5条

労働職業訓練省本省と労働職業訓練省の市又は州の部局との間における収入の管理及び徴収の分掌は、労働職業訓練省の省令で定める。労働職業訓練省は、本省令の写しを経済財政省に送付して、経済財政省が収入の取得に関して情報収集及び監督を行うことができるようにする。

第6条

労働法違反者に対して課せられた罰金を、本共同省令の別紙に定めるところにより現金又は小切手で収入を取得及び受領した場合は、経済財政省が発した領収書の導入に関する2011年3月17日付省令第272 MoEF.Br.K号及び領収書の管理に関する2011年3月17日付告示第005 MoEF号に従い、経済財政省が提供した領収書を使用する。

第7条

労働職業訓練省本省及び労働職業訓練省の市又は州の部局は、徴収した金銭について責任を負い、収入に関する支払いを行い、国家歳入の領収書を作成するほか、収入に関する取引の会計帳簿に記録し、国家歳入の該当するチャプター、上位勘定及び下位勘定に記録する責任を負う。

第8条

労働法違反者への罰金から取得する収入は、次のとおり分類する。

1- 労働職業訓練省により現金で科される罰金

A. 本省に関する配分

- 徴収した罰金の30%を国家歳入に支払う。
- 徴収した罰金の69%を労働職業訓練省への対価として提供する。
- 徴収した罰金の1%を経済財政省への対価として提供する。

B. 市又は州の部局に関する配分

- 徴収した罰金の30%を国家歳入に支払う。
- 徴収した罰金の69%を労働職業訓練省の市又は州の部局への対価として提供する。
- 徴収した罰金の1%を経済財政省の市又は州の部局への対価として提供する。

2- 裁判所の決定に基づく罰金

A. 本省に関する配分

- 徴収した罰金の26%を国家歳入に支払う。
- 徴収した罰金の49%を労働職業訓練省への対価として提供する。
- 徴収した罰金の24%を当該裁判所への総対価として提供する。
- 徴収した罰金の1%を経済財政省への対価として提供する。

B. 市又は州の部局に関する配分

- 徴収した罰金の 26%を国家歳入に支払う。
- 徴収した罰金の 49%を労働職業訓練省の市又は州の部局への対価として提供する。
- 徴収した罰金の 24%を当該裁判所への総対価として提供する。
- 徴収した罰金の 1%を経済財政省の市又は州の部局への対価として提供する。

第9条

労働職業訓練省本省及び労働職業訓練省の市又は州の部局は、各自、本共同省令に定める各部門の割当を確保するために、徴収した罰金からその対価に相当する額を源泉徴収することができる。収入についてこの源泉徴収を行った場合、労働職業訓練省本省及び労働職業訓練省の部局は、国家歳入から前払いを受けたものとみなされる。

第10条

労働職業訓練省本省及び労働職業訓練省の市又は州の部局は、その収入及び支出に関する年間予算計画の中で対価の提供についての収入及び支出の総計に関する計画を別途策定する。労働職業訓練省本省は、経済財政省本省への対価及び裁判所への対価の支払いに関する貸方記入を含め、対価の貸方記入に関する計画を策定しなければならない。対価の支払いに関する貸方記入計画は、国家歳入から前払いされたとみなされる金額（源泉徴収された対価）と相殺するために金銭を取得する設定回数に従う。

これらの収入及び支出取引はすべて、労働職業訓練省本省及び労働職業訓練省の市又は州の部局によるその他の収入及び支出の運用と同様に、国家歳入を反映する形で記録しなければならない。

第11条

対価の計算、源泉徴収、利用及び相殺については、公共サービスに関する対価提供の原則及び手続に関する 2013 年 2 月 26 日付告示第 001 MoEF 号に従う。

第12条

労働職業訓練省は、月間及び年間収入の取得に関する報告書を作成し、月次報告書は翌月の 10 日より前に、年次報告は翌年の 1 月 15 日より前に、経済財政省に対してそれぞれ送付しなければならない。

労働職業訓練省の市又は州の部局は、月間及び年間収入の取得に関する報告書を作成し、月次報告書は翌月の 10 日より前に、年次報告は翌年の 1 月 15 日より前に、労働職業訓練省及び経済財政省の市又は州の部局に対してそれぞれ送付しなければならない。

労働法違反者に対する罰金からの収入の取得に関する報告書は、労働職業訓練省本省及び労働職業訓練省の市又は州の部局の収入の取得に関する共同報告書の一部となる。

第13条

労働法違反者に対する罰金のレベル及び労働職業訓練省への対価の割合は、必要に応じて、経済財政省と労働職業訓練省の共同省令により変更することができる。

第14条

本共同省令に抵触する規定は、無効とする。

第15条

次官，官房長，総局長，監察長官，部長，並びに経済財政省及び労働職業訓練省の監督下にある関係機関，全てのレベルの裁判所は，署名日から本共同省令を実施する責任を負う。

プノンペン 2016年6月6日

上級大臣兼
経済財政大臣
(署名及び押印)
Dr. Aun Pornmoniroth

労働職業訓練大臣
(署名及び押印)
Ith Sam Heng

労働法違反者の罰金に関する 2016 年 6 月 6 日付共同省令第 659 号 別紙

番号	項目	基本日給相当額 (リエル)	労働職業訓練省に科される罰金		裁判所の決定に基づく罰金	
			罰金が科される日数	罰金額 (リエル)	罰金が科される日数	罰金額 (リエル)
		1	2	3 = 1 × 2	4	5 = 1 × 4
1	差別（第 12 条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
2	企業又は事務所に労働法を備えていない（第 14 条）	40,000	21	840,000	10～30	400,000～1,200,000
3	強制労働（第 15 条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
4	債務弁済のために雇用する（第 16 条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
5	企業又は事務所の開設又は閉鎖の申請をしない（第 17 条及び第 18 条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
6	事務所登録簿を作成していない（第 20 条）	40,000	21	840,000	10～30	400,000～1,200,000
7	労働者の異動の申告をしない（第 21 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
8	企業の就業規則を作成していない（第 22 条）	40,000	21	840,000	10～30	400,000～1,200,000
9	企業開設後 3 カ月以内に企業の就業規則を作成しない，又は労働監督官による検査を受けずに企業の就業規則を実施する（第 24 条）	40,000	21	840,000	10～30	400,000～1,200,000
10	労働者に通常支給すべき賃金から使用者	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000

	が罰金を控除する (第 28 条)					
11	企業の就業規則を労働者が閲覧しやすい場所に掲示しない (第 29 条)	40,000	21	840,000	10~30	400,000~1,200,000
12	有効な労働職業訓練省が定める規則を順守せず企業の就業規則を変更する (第 30 条)	40,000	21	840,000	10~30	400,000~1,200,000
13	カンボジア人労働者の雇用票を違法に使用する (第 34 条)	40,000	21	840,000	10~30	400,000~1,200,000
14	雇用票にカンボジア人労働者の採用又は解雇について記録されていない (第 37 条)	40,000	21	840,000	10~30	400,000~1,200,000
15	給与台帳を備え付けていない (第 39 条)	40,000	63	2,520,000	61~90	2,440,000~3,600,000
16	所定の条件を満たさずに売店を営業する (第 42 条)	40,000	21	840,000	10~30	400,000~1,200,000
17	労働職業訓練省の省令を順守せずに売店を営業する (第 43 条)	40,000	21	840,000	10~30	400,000~1,200,000
18	使用者が雇用契約の締結時又は更新時に保証金や担保金を要求 (第 44 条)	40,000	42	1,680,000	31~60	1,240,000~2,400,000
19	労働請負契約を書面で締結しない (第 45 条)	40,000	42	1,680,000	31~60	1,240,000~2,400,000
20	労働請負人による搾取 (第 46 条)	40,000	63	2,520,000	61~90	2,440,000~3,600,000
21	労働請負人が自らの身分ならびに事業主の名称及び住所を掲示しない (第 49 条)	40,000	42	1,680,000	31~60	1,240,000~2,400,000
22	事業主が労働請負人の一覧を労働監督官に送付しない (第 50 条)	40,000	42	1,680,000	31~60	1,240,000~2,400,000
23	実習生の研修を行わないか, 実習生の人	40,000	42	1,680,000	31~60	1,240,000~2,400,000

	数が所定より少ない（第 57 条）					
24	指導員が実習の促進及び指導を行う義務を果たさない，証明書を発行しない（第 59 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
25	雇用契約の停止手続きを適切に行わない（第 72 条）	40,000	21	840,000	10～30	400,000～1,200,000
26	雇用契約満了時に雇用証明書を発行しない（第 93 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
27	有効な手続を踏まず集団的解雇をする（第 95 条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
28	労働者に対し不適切な最低賃金を支払う（第 104 条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
29	労務の量及び成果において同一な労働を行う労働者に対して平等に賃金を支払わない（第 106 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
30	賃金の支払条件及び支払時期に関する情報を労働者に通知しない（第 112 条）	40,000	21	840,000	10～30	400,000～1,200,000
31	労働者に賃金を直接支払わず，又は労働者もしくは被雇用者の同意を得ずに他の方法で支払う（第 113 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
32	労働者が賃金を使う自由を制限する（第 114 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
33	労働者に賃金を正しく支払わず，又は禁止された場所でもしくは不適切な時期に支払う（第 115 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
34	労働者への賃金支払いを遅滞するか，所	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000

	定の支払い回数を順守しない (第 116 条)					
35	直接的又は間接的な職業の斡旋の対価を賃金から差し引く (第 126 条)	40,000	63	2,520,000	61~90	2,440,000~3,600,000
36	労働者の賃金から債務を控除して相殺する, 控除により労働者自身及びその家族を扶養するために必要な額に影響を与える控除をする (第 127 条)	40,000	42	1,680,000	31~60	1,240,000~2,400,000
37	手続に反して賃金から分割払い分及び賃金を控除する (第 128 条)	40,000	42	1,680,000	31~60	1,240,000~2,400,000
38	法律上の原則に反して労働者の賃金から源泉徴収又は控除する (第 129 条)	40,000	42	1,680,000	31~60	1,240,000~2,400,000
39	チップの確認及び支払いを適切に行わない (第 134 条)	40,000	21	840,000	10~30	400,000~1,200,000
40	1 日又は 1 週間の上限を超えて労働者を働かせる (第 137 条)	40,000	42	1,680,000	31~60	1,240,000~2,400,000
41	1 日の業務をシフトに分割しない又は 2 つを超えるシフトに割り当てる (第 138 条)	40,000	42	1,680,000	31~60	1,240,000~2,400,000
42	労働者に残業代を適切に支払わない (第 139 条)	40,000	42	1,680,000	31~60	1,240,000~2,400,000
43	労働者に対して埋め合わせ労働を強制もしくは要求し, 又は法的手続きに反して埋め合わせ労働時間を延長する (第 140 条)	40,000	42	1,680,000	31~60	1,240,000~2,400,000
44	法定の労働時間を順守しない (第 141 条)	40,000	42	1,680,000	31~60	1,240,000~2,400,000

	条)					
45	夜間のシフト労働に関する労働時間及び賃金率を正しく設定しない（第 144 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
46	公休日が日曜日にあたる場合に労働者に対して代替の休日を与えない（第 162 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
47	公休日を理由として失った賃金に相当する補償額を支払わない（第 163 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
48	労働者の賃金に加え公休日の労働の対価を補償しない	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
49	年次有給休暇を与えない（第 166 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
50	年次有給休暇の代わりに金銭を支払う（第 167 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
51	労働者が休暇を取得する前に賃金やその他の手当の支払いを行わない	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
52	有給休暇の期間の計算を行わない（第 169 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
53	有給休暇に関する手続を順守しない（第 170 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
54	18 才未満の未成年者にとって危険又は激務を伴う業種の分類を正しく行わない（第 173 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
55	地下鉱山もしくは採石場において 18 才未満の未成年者を雇用する，又は地下で業務にあたる未成年者の特別な条件及び実習を定めた省令に従わない（第 174 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000

56	18才未満の未成年者に夜勤をさせる（第175条）（第175条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
57	未成年者の夜間休憩を適切に与えない（第176条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
58	未成年者を適切に雇用しない（第177条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
59	未成年者を雇用してその身体的能力を超える労働をさせる（第178条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
60	18才未満の未成年労働者の氏名の登録簿を作成しない（第179条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
61	14才未満の未成年労働者の氏名の登録簿を作成しない（第180条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
62	出産休暇に関する手続を順守しない（第182条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
63	勤務時間中に授乳の時間を与えない（第184条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
64	授乳室及び保育所を整備しない（第187条）	40,000	21	840,000	10～30	400,000～1,200,000
65	プランテーション労働の労働時間を正しく設定しない（第194条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
66	賃金の一部現物支給を承諾するよう労働者に強要する（第198条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
67	正規プランテーション労働者に米を支給しない（第200条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
68	プランテーション労働者に無償の住居を提供しない（第204条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000

69	最低の広さを下回る住居をプランテーション労働者に提供する（第 205 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
70	住居が法定の衛生及び健康条件を満たしていない（第 206 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
71	プランテーション労働者が使用する飲料用の水を提供しない（第 210 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
72	所定の基準に従った適切かつ正しい便所を十分な数量設置していない（第 214 条）	40,000	21	840,000	10～30	400,000～1,200,000
73	「プランテーション労働」で定める基準に従った児童のための小学校を設置しない（第 222 条）	40,000	21	840,000	10～30	400,000～1,200,000
74	労働者のために労働職業訓練省の省令が定める安全衛生基準を順守しない（第 229 条, 第 230 条, 及び第 231 条）	40,000	84	3,360,000	30～120	1,200,000～4,800,000
75	応急手当用の診察室及び医師を配備せず, 労働者を新たに雇用又は再雇用する際に身体検査を実施しない（第 240 条, 第 241 条, 第 242 条, 第 243 条, 第 244 条, 第 245 条, 第 246 条及び第 247 条）	40,000	252	10,080,000	120～360	4,800,000～14,400,000
76	労働者の労働災害について責任を負わない（第 249 条）	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000
77	死亡した又は後遺障害を負った労働者に対して, 補償又は追加の補償を行わないか遅れて行う（第 253 条）	40,000	21	840,000	10～30	400,000～1,200,000
78	労働災害の被害者が法律上の権利を超え	40,000	21	840,000	10～30	400,000～1,200,000

	る利益を得られる場合に，両当事者間の合意に従わない（第 255 条）					
79	職業斡旋所の職員が職業の斡旋に関して求職者に支払いを要求する（第 260 条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
80	外国人労働者を雇用する許可を取得しない（第 264 条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
81	職業組織の形成を阻害する，又は使用者及び労働者双方を含む組合又は協会を形成する（第 266 条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
82	労働者組合又は経営者協会の形成，ならびに規約及び管理規定の策定，代表者の選挙，作業計画の策定を妨害又は阻害する（第 267 条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
83	登録済みの職業組織が規約及び運営管理責任者名簿の写しを労働監督官，閣僚評議会，司法省及び内務省に提出しない（第 268 条）	40,000	84	3,360,000	61～120	2,440,000～4,800,000
84	職業組織の運営管理責任者に関する条件を正しく設定しない（第 269 条）	40,000	84	3,360,000	61～120	2,440,000～4,800,000
85	職業組織の外国人運営管理責任者に関する条件を正しく設定しない（第 270 条）	40,000	84	3,360,000	61～120	2,440,000～4,800,000
86	職業組織に加入し又は脱退する権利及び自由を阻害する（第 273 条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
87	労働組合代表者を選任しない（第 278 条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
88	労働者の採用，業務の運営と割り振り，	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000

	及び解雇に際して、組合への加入状況や組合の会員であることを考慮する（第279条）					
89	使用者が労働組合に介入する（第280条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
90	使用者が賃金から労働組合費を控除して支払う、又は労働者に代わって組合費を支払う（第281条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
91	現労働組合代表者又は解任もしくは異動となった前任の組合代表者に権利を付与しない（第282条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
92	労働者代表選挙を行わないか、労働者代表選挙を行う際、法的手続きに従わない（第283条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
93	労働者代表選挙を開催する権利、又は労働者代表選挙に立候補する権利を否定する（第286条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
94	労働者代表及びその労働者代表補佐の選挙に関する手続きを順守しない（第287条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
95	離職又は一定期間休職する労働代表の代理を労働者代表補佐が務めることを認めない（第291条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
96	次期労働者代表を選出する選挙を行わない（第292条）	40,000	63	2,520,000	61～90	2,440,000～3,600,000
97	使用者が、労働者代表選挙結果を作成し	40,000	42	1,680,000	31～60	1,240,000～2,400,000

	てこれを選挙後 8 日以内に労働監督官事務所に対して送付することを行わず、企業内に当該報告書を掲示しない (第 296 条)					
98	集団的労働争議を解決する調停に参加しない (第 306 条)	40,000	42	1,680,000	31~60	1,240,000~2,400,000
99	ストライキに参加しない労働者の自由を保護しない (第 331 条)	40,000	63	2,520,000	61~90	2,440,000~3,600,000
100	ストライキ参加者に対して制裁を科す (第 333 条)	40,000	63	2,520,000	61~90	2,440,000~3,600,000
101	ストライキ期間中、ストライキ参加者に代わる労働者を雇用する (第 334 条)	40,000	63	2,520,000	61~90	2,440,000~3,600,000
102	手続きに反してロックアウトを行う (第 335 条)	40,000	63	2,520,000	61~90	2,440,000~3,600,000
103	雇用票を所持しない外国人を雇用する (第 372 条)	40,000	63	2,520,000	61~90	2,440,000~3,600,000
104	職業組織の代表者又は管理者が、組織を主導してその活動目的に反する行為を行わせる (第 378 条)	40,000	63	2,520,000	61~90	2,440,000~3,600,000
105	労働監督官もしくは労務管理官又は労働健康監督官による職務の執行又は権限の行使を妨害し、又は妨害を試みる (第 382 条)	40,000	252	10,080,000	120~360	4,800,000~14,400,000